

対談

検察審査員を経験して



全国検察審査協会連合会会長

最高裁判所事務総局刑事局長

高野 武

小川正持

○ はじめに

小川 本日は大変お忙しいところありがとうございます。高野さんは、昭和31年に八王子検察審査会で検察審査員を務められ、現在は、検察審査員経験者を中心に組織された全国検察審査協会連合会の会長としてご活躍されています。

ところで、昭和23年に施行された検察審査会法は今年60周年を迎えました。この間、検察審査会の議決によって強制的に起訴される起訴議決制度の新設等、検察審査会の権能強化が図られる改正がなされました。

本日、高野さんには、検察審査員としての経験談をお話しいただくとともに、これから検察審査員となる方々へのメッセージもお願いしたいと思います。また、平成21年5月21日からは裁判員制度も始まります。国民の司法参加という意味では検察

審査会制度と同様ですので、裁判員制度についてのご意見や、これから裁判員として刑事裁判に参加される方々へのメッセージもいただければと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

高野 よろしくお願ひします。

○ 検察審査員を経験されて

小川 さっそくですが、高野さんは、検察審査会事務局からの呼び出しの書面をご覧になったときに、どのように思われましたか。

高野 当時20代半ばでした。ある日突然1通の手紙が届いたのですが、2、3日そのままにしていました(笑)。その後、気になって中身を確認したところ、検察審査会からの呼出状だったのです。私は、検察審査会がどのようなものなのかまったく知りませんでしたので、大変驚いて、半信半疑で八王子検察審査会に行きました。



小川 実際に審査会議に出席された感想はいかがですか。

高野 私は、甲府の裁判所の隣で生まれ育ちましたので、裁判所の建物には馴染みがありましたが、中に入ると全く違う世界でした。審査会議では、毎回、緊張の連続でしたが、検察審査会事務局の方が親切丁寧に説明してくれたおかげで、曲がりなりにも6か月間の任期を務めることができました。

小川 検察審査員の6か月の任期を通じて印象に残っていることは何でしょうか。

高野 交通事故の事件で不起訴不当の議決をしたことです。実際に現場に行ったり、警察官から話を聞いたことが印象に残っています。また、会議が終わった後に、主婦、農業、商店主といった色々な職業や立場の検察審査員の方々と語り合い、親睦を深めたことも印象に残っています。

小川 ある検察審査会が実施したアンケートによると、検察審査員を経験された方の約9割が検察審査員をやって良かったという感想を述べておられるようですが、高野さんほどのような感想をお持ちでしょうか。

高野 検察審査員として、会議で自分の

意見を述べたり、議決を行ったりしたことで社会の役に立ったという達成感や満足感がありましたし、素晴らしい勉強をしたという自信もつきました。何か不思議な魅力があったと言えると思います。検察審査員経験者の方の中には検察審査員をもう一度やりたいと言っている方がいるくらいです。希望してもくじで選ばれないとやれませんが（笑）。

小川 これから検察審査員となられる方へのメッセージをお願いします。

高野 誰でも初めは不安や心配があると思いますが、これまでに全国で53万人の方々が検察審査員や補充員として活躍されてこられました。検察審査員や補充員として選定されたからといって、特別なことをしなくてはならないわけではありません。これまでの経験に基づき自分の意見を率直に述べていただければよいと思っています。心配しなくてもきっとやっていけると確信しています。

○ 裁判員制度について

小川 話は変わりますが、平成21年5月21日から裁判員制度が始まります。検察審査員経験者として、裁判員制度にどのようなことを期待されますか。

高野 検察審査会制度と裁判員制度は、車の両輪のようなものと考えています。裁判員は国民の義務であるといった面が強調されているように思いますが、私は、むしろ裁判員となられた方々が、刑事手続きに参加する機会をもらったというように、積極的に考えてもらえるような制度であってほしいと思います。国民が裁判員と



して、審理に立ち会ったり、評議に参加したりできることは、とても素晴らしいことだと思います。裁判員制度にも期待しています。

小川 検察審査員と同じように裁判員にも守秘義務があり、一生黙っているなんて大変だ、負担だという声がありますが、これについてはどのようにお考えですか。

高野 私もそうですが、検察審査員経験者の方々からはそのような意見は聞いたことがありません。先ほど、交通事故の議決が印象に残っているという話をしましたが、感想はともかく、プライバシーに関することや、審査の際に誰が何を話したかというようなことを話したいと思ったことはないですし、正直言って細かいことは忘れてしまいますし（笑）。

小川 これから裁判員となられる方へのメッセージをお願いします。

高野 食わず嫌いにならず、まずは積極的に参加してみてもどうでしょうか。私も裁判員の模擬裁判を拝見しましたが、自分の意見を率直に述べればなんとかやれると思います。まさに「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。」ということだと思います。

○ 検察審査員経験者としての活動に

ついて

小川 冒頭でもご紹介しましたが、高野さんは、現在、検察審査員経験者で組織される全国検察審査協会連合会の会長として検察審査会制度に関連する活動をされておられますが、その活動内容について紹介していただけませんか。

高野 検察審査員経験者の方々には、任期が終了した後も検察審査協会を組織して広報活動を中心に検察審査会制度普及のための活動をされております。このような協会は全国に154あり、会員数は2万1000人を超えております。また、5月19日には、検察審査会法施行60周年を記念して、横浜で記念式典を実施しました。全国的な組織といっても無私無償、手弁当で活動していますので、その範囲には限界がありますが、今後もこのような活動を続けていきたいと考えています。裁判員制度においても、いずれこのような経験者による組織ができればよいと思います。

○ 最後に

小川 検察審査員を経験され、その後も検察審査会制度に関連する活動をされてきた高野さんから、貴重なお話を伺うことができました。本日はどうもありがとうございました。

高野 ありがとうございました。

